

第3回 東京都児童福祉審議会専門部会

議事録

1 日時 令和4年7月22日（金）18時00分～20時19分

2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第

（開会）

1 議事

（1）第2回専門部会のヒアリング内容について

（2）児童養護施設等退所者の実態調査結果について

（3）児童養護施設における第三者委員について

（4）一時保護所における苦情解決制度及び第三者委員について

（5）社会的養護関係者へのヒアリング

ア 一時保護所の第三者委員 人見 愛 さん

イ カリヨン子ども担当弁護士 馬場 望 さん

ウ 子どもの手続代理人 池田 清貴 さん

（6）児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言（案）について

2 今後の予定等

（閉会）

4 出席委員：

磯谷部会長、藤岡副部会長、伊藤委員、内山委員、柏女委員、川瀬委員、佐久間委員、田中委員、永野委員、能登委員、武藤委員、山下委員

5 配布資料

資料1 第2回専門部会のヒアリング内容

資料2 東京都における児童養護施設等退所者の実態調査（令和4年1月）抜粋

資料3 児童養護施設における第三者委員の設置

児童養護施設における第三者委員の内訳（施設アンケート実施結果）

資料4 一時保護所における苦情解決制度及び第三者委員（アンケート実施結果）

資料5 社会的養護関係者へのヒアリング（第3回専門部会）

資料6 児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言（案）

資料7 専門部会開催スケジュール

開 会

午後6時00分

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、皆様お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてどうもありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきたいと思えます。

本日は松原委員より欠席の御連絡をいただいておりますが、その他の委員の方は皆様おそろいでございますので始めさせていただきたいと思えます。

まず、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

まず会議次第がございまして、それから資料1として「第2回専門部会のヒアリング内容」。

資料2「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査（令和4年1月）抜粋」。

資料3「児童養護施設における第三者委員の設置」「児童養護施設における第三者委員の内訳（施設アンケート実施結果）」。

資料4「一時保護所における苦情解決制度及び第三者委員（アンケート実施結果）」

資料5「社会的養護関係者へのヒアリング（第3回専門部会）」。

資料6「児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言（案）」。

資料7「専門部会開催スケジュール」。

資料につきまして、過不足はございませんでしょうか。御確認いただきまして、資料の不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思えます。

また、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくをお願いいたします。

また、御発言に際してはマイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから東京都児童福祉審議会第3回専門部会を開催いたします。

この後の進行は、磯谷部会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○磯谷部会長 皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入ります。前回は、子供の意見表明に関する現行の取組などについて事務局から御説明をいただき、意見交換を行いました。また、社会的養護の関係者3

名の方へのヒアリングも行いました。

本日は、前回のヒアリング内容について振り返った後、前回、各委員から質問があった事項などについて事務局から御説明をいただき、意見交換を行います。

その後、社会的養護関係者の方にヒアリングを行い、次回以降、更なる検討につなげていきたいと思っております。

さらに、専門部会として児童相談所が関わる子供の意見表明支援に関する緊急提言を行いたいと思っておりますので、その内容につきましても意見交換をして、本日御決定いただければと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、「第2回専門部会のヒアリング内容」と、前回御質問のあった事項、それから一時保護所の第三者委員につきまして、事務局よりまとめて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1をご覧ください。前回のヒアリングの内容についてです。

前回は児童養護施設退所者のヒアリングということで、「意見を言うことについて」「意見を聴いてもらうことについて」と、表に書いてある事項について主に御意見を伺ってきました。

まず「児童養護施設退所者」といたしましては田中委員と篠田有加さん、そして「児童養護施設の第三者委員」としては箕口雅博さんにヒアリングを行いました。

資料の上段の表をご覧ください。

まず退所者のヒアリング内容についてですけれども、「意見を言うことについて」は、意見を言えるかどうかは年齢や職員との信頼関係による、他の子供の前では話せないこともあった、施設のルールを自分たちで話し合うことで不満が減ったというお話がありました。

次に、「意見を聴いてもらうことについて」は、子供の意見を実現できないときは時間をかけて丁寧に寄り添うこと、言動を注意するだけでなくどんな気持ちなのかを聞くこと、自分の気持ちを言えない子供には職員が積極的に関わりを持つことなどが大切だとのお話をいただきました。

続いて、「意見を伝える相手・方法について」は、先ほどもありましたけれども、意見や気持ちを伝えるには信頼関係を構築できていることが大切ということでした。また、相談内容によって話す職員を分けていたり、職員と2人の時間をつくる、交換ノートをする

など、自分に合った手段で関わることで普段は話せないことも伝えられることがあったというお話がありました。

一方で、第三者委員については日々の関わりがあまりなく、面談は緊張した、面談内容が記憶に残らなかったということでした。

意見聴取の体制としては、意見表明等支援員と、それから職員、意見箱など、意見を言う相手や方法を選択できるとよいというお話もいただいております。

そして、「その他」として、意見というように言われると、強く思っていることや期待されていることを考えてしまうというお話をいただきまして、意見を言うためには子供が自分の気持ちに気がつき、どうしたいかを考え、誰に伝えるかを選択するという、そのサポートが必要とのお話がありました。

また、職員から声をかけてくれたり、手紙を書いてくれたりという日々の積み重ねが、自分のことを見てくれているという安心感につながったということでした。

次に、下の表の「児童養護施設の第三者委員」のヒアリング内容についてです。

まず「活動の中で困難を感じる点」としては、施設職員との情報共有にタイムラグが生じている。それから、子供と直接話ができる場をもっと確保できるとよいというお話でした。

また、施設への提言内容を子供にどうフィードバックするかが課題となっているというお話もいただきました。

「子供から多く聞かれる意見」としては、施設での生活に関する不満が多いということでした。

そして、「その他」といたしまして、子供たちと接する機会を多くつくるために、顔写真入りのポスターを貼ったり、施設の行事に参加する、異なる立場の方を第三者委員に置く、子供の思いが引き出せるように質問の形式や聞き方を変えるなど、様々な工夫をすることが大切だとのお話をいただいております。

ここまでが、前回のヒアリング内容をまとめたものとなっております。

続きまして、資料2をご覧ください。

前回の専門部会で御報告をいたしました児童養護施設等退所者の実態調査結果につきまして、入所の際に気持ちや意向が反映されたかどうかという点を確認したい、という御意見を委員よりいただきましたので、その部分について抜粋して御紹介させていただきます。

まず、「入所の際に児童相談所や施設からの説明は十分に理解できたか」については、

図表126のとおりですけれども、「覚えていない」が36.9%と最も多くなっているところではありますが、「十分に理解できた」「大体理解できた」が合計で48.3%と、約半数となっております。

同じページの下段に、施設の種類の別のグラフがございます。種類別に見ますと、図表127のとおり、児童養護施設では「覚えていない」の割合が多くなっていますが、自立援助ホーム、里親では「理解できた」の割合が多くなっています。

なお、児童自立支援施設、ファミリーホームにつきましては、対象者が少ないため、総数には含まれているのですけれども、内訳には記載されておられません。

続きまして、「入所の際に気持ち・意向は反映されたか」という項目が次のページにございます。図表129をご覧ください。こちらにつきましても「覚えていない」が最も多く、33.0%となっているところですが、「十分反映された」「おおむね反映された」が合計で38.4%となっております。

図表130は施設の種類の別に見たものとなっておりますけれども、こちらにつきましても児童養護施設では「覚えていない」の割合が多くなっておりますが、自立援助ホーム、里親では「反映された」の割合が多くなっております。

続きまして、資料3をご覧ください。

前回の専門部会で、児童養護施設の苦情解決制度及び第三者委員に関する追加のアンケート結果を御報告させていただきましたが、その他に第三者委員の設置目的ですとか、年齢層等の状況を確認したいといった御意見をいただきました。については、その内容につきまして御報告をさせていただきます。

まず苦情解決の仕組みについてですけれども、資料3-①の上段に記載がございますとおり、平成12年に厚生労働省から「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」というものが示されております。

この中で、第三者委員について、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置するものとされております。

都内の児童養護施設においては前回御報告したとおり、全ての施設で第三者委員を設置しておりまして、内訳といたしましては「地域において児童福祉の分野に造詣のある方」が一番多く、「教育施設の長や経験者」「児童福祉施設等の長や経験者」「地元自治会の方」の他、⑦の「その他」が結構な割合を占めていたのですけれども、この内訳について御報告をさせていただきますと、弁護士、司法書士、学識経験者、牧師、施設退所者など

が第三者委員として活動をされているということでございました。

次のページ、資料3-②をご覧ください。

今回、新たに年齢等につきましてアンケートを実施いたしましたので、それについて報告をさせていただきます。

今回も65施設全てから回答をいただきまして、全施設の合計人数は195人となっております。その195名の第三者委員の内訳でございますけれども、まず男女比につきましては、全体で見ますとほぼ同数となっております。

ただし、男性のみを配置している施設が8か所、女性のみを配置している施設が7か所ございました。

次に年齢別の内訳ですけれども、60代以上が66.2%と最も多くを占めており、配置する全ての第三者委員が60代以上となっている施設も20か所ございました。

最後に在任年数ですけれども、5年以上10年未満と、それから10年以上が合計で63.6%となっております。次いで1年以上3年未満が15.9%、3年以上5年未満が14.4%という結果になっておりました。

私からは、以上です。

続きまして、吉川家庭支援課長よろしくお願いたします。

○吉川家庭支援課長 それでは、私から資料4の説明をさせていただきます。「一時保護所における苦情解決制度及び第三者委員」についての状況でございます。

一時保護所において第三者委員制度は、平成30年度から本格的に配置して実施しているところでございます。都内8か所の一時保護所にアンケートを実施した状況について報告をさせていただきます。

結果概要でございますが、第三者委員、弁護士4名で対応しております。月に1度、担当の一時保護所に訪問しております。

質問1、「第三者委員の活動や子供が第三者委員を知るための取組やその内容について」の調査結果についてでございますが、会議等で説明し、職員を通して子供に周知しているという回答が5か所、全体の62.5%が実施しておりました。

子供への紹介方法は、「会食の機会を設けている」という回答が5施設、全体の62.5%と最も多かった結果となりました。

その他として、「当日の朝、児童に説明している」「児童全員が第三者委員と話ができるようにしている」という回答がございました。

続きまして質問2、「意見箱の年間の投書実績について」でございます。「0～5件程度」と回答した一時保護所はございませんでした。「51件以上」が3か所、全体の37.5%ある一方で、「6～10件程度」も1か所ありまして、全体でばらつきがございました。

また、質問3、「意見箱を開封する頻度について」でございますが、「毎日開封する」という回答が6か所、全体の75%であり、4分の3を占めました。「週に1回程度」が1か所かで全体の12.5%、「特に決めていない」が1か所ございました。

質問4、「意見箱に投書される主な内容について」でございますが、「共に生活する入所児童に関する内容」が6か所と最も多く、次いで「生活上の規則、ルールに関する内容」が5か所であり、一時保護所での生活に関する投書が多く占めました。「その他」として、「退所について」という回答もございました。

最後に、質問5、「子供の権利擁護に係る施設の取組について」でございます。権利擁護の取組について、全ての一時保護所で何かしらの取組は実施しているという状況でございました。職員の子供の権利擁護意識向上のための研修や意見交換の機会の確保については5か所、全体の62.5%が実施しておりました。「相談先や相談相手がわかるよう子供が目にするところにその内容を掲示したりしている」が3か所、「子供の権利について定期的に説明している」については2か所にとどまっているところでございます。

最後に、下段に記載のとおり、子供の権利擁護専門相談事業における東京都の取組の一つとして、一時保護所の児童のために「とても大切なあなたへ」というリーフレットを配付しているのですが、その際に困り事相談用紙もお配りしておりまして、一時保護所の中での困り事について子供の権利擁護専門員に相談するという仕組みがございます。

各一時保護所で投書された相談用紙を児童相談センターで集約いたしまして、必要に応じて子供の権利擁護専門員が対応いたしております。年間の投書実績は124件、そのうち子供の権利擁護専門員が対応した件数が5件となっております。開封頻度は毎日、投書される主な内容については、境遇に関する内容、職員の対応等に関する内容、入所児童に関する内容となっております。

資料4の説明は以上でございます。

○小林子供・子育て計画担当課長 事務局からは以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、事務局から御説明いただいた内容について御意見や御質問等ございましたらお願い

いたします。

どうぞ、武藤委員。

○武藤委員 武藤です。

第三者委員ことについて、少し質問というか、意見も少し入るかもしれないのですけれども、様々な制度をつくったとしてもそのことが有効に機能するということがとても重要なので、昨今色々な形で法律だとか制度ができるのですけれども、それが現場で本当に有効に機能しているかとなると、やはり疑問になるようなところがあります。

そのような意味からすると、この第三者委員が有効に機能して、子供たちの意見だとか、苦情だとか、そのような部分を常に聞いて、それをまた施設にフィードバックして、それで改善しているということがあればよいのですが、どうもそのような点ではこの第三者委員、苦情解決制度のようなものが十分機能している施設と、そうでないような施設、形式的に行われているようなところがあるような気がしますので、できればその一環として第三者委員の方たちがリモート形式などでも研修を受けるだとか、それから第三者委員自身の意見を言える場を設けるだとか、そのような会をぜひ東京都と、それから児童福祉業界、例えば社会福祉法人東京都社会福祉協議会の児童部会などと一緒にしてそのような機会を設けてもらうなどしたほうがよいのではないかと考えております。社会福祉法人でいうと監事があり、社会福祉法人が適切に運営できているかどうかをチェックするということになるのですが、この研修会は結構東京都が主催して行っているのです。

ですから、この第三者委員の方たちが一堂に集まるとなると非常に大変な状況なのですけれども、今回新型コロナウイルス感染症でオンライン形式でできるという部分もあるかもしれないので、ぜひ年間1回とか2年に1回ぐらいはこの第三者委員の方たちの意見交換というか、勉強会でしょうか。そのような機会を持つということがあってもよいのではないかなと非常に感じます。

この調査を行うと、やはり温度差というのでしょうか、とてもしっかりやられている施設と、そうでないなと思うような施設が見受けられるので、その標準化を図るための手だてというか、そのようなものはもっと工夫したらよいのではないかと思いましたが、少し質問というよりも意見になってしまいますけれども、以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。御意見ということで承りたいと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは、内山委員お願いします。

○内山委員 内山です。

資料2の実態調査のところで、これは個人的に気になるところなのですが、入所の際の説明で理解できたか、あるいはその意向を反映されたかで、「覚えていない」という回答が一番高いと書いてあるのですが、この「覚えていない」という回答を文字どおり覚えていないというように受け取ってしまってよいのか。

覚えていないのか、あるいは入所の際に要は話を聞ける状態に本人がなかったのか、あるいは覚えていたくないとか、忘れてしまいたいというような思いがこの「覚えていない」という回答の中に隠されていないのかなということが個人的に気になったので、この「覚えていない」の中身のようなのはどうなのだろうということを少し思ったこととさせていただきます。

以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

何か事務局で、その点についてはお答えが可能でしょうか。

○榎本育成支援課長 ありがとうございます。

退所者調査なので、18歳で退所して、その後ここで聞き取っているわけですから、子供によっては小学生の頃に入所したとか、そのような理由があつて「覚えていない」ということも可能性として十分あるのかなと思います。

ただし、覚えていない理由だとか、そのようなことまでは聞いていないので、これはあくまでも想像ですが、小さい頃に入所すれば覚えていないということもあるのかなというようには思っています。

○磯谷部会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 ありがとうございます。永野です。

武藤委員と重複するところもあるかもしれませんが、第三者委員のことでやはり今ある制度が使われる、きちんと機能するということが非常に重要かと思っています。

私も初めて都内の児童養護施設の第三者委員になって実際に話を聞くということをやってみたのですが、やはり話を聞くには非常にスキルが必要と痛感しました。

私も全く初心者ではないと自分でも思っているのですが、それでも「はじめまして」ということから始めて年に数回しか会えない中で、いかにその話を聞くかということとは本当にスキルが必要なので、武藤委員がおっしゃっているように、何か手だてが必要

だと思えますし、あとは第三者委員だけではなく、施設の担当の方にもその仕組みをどうつくっていくかというところを含めた何か助言があるとよいのではないかなと思いました。以上です。

○磯谷部会長 ありがとうございます。御意見として承りました。

他はいかがですか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、今の論点についてはそこまでということにいたしまして、またこういった御意見についても材料とさせていただきたいと思っております。

さて、続きましては社会的養護関係のヒアリングを行います。今回は、一時保護所の第三者委員、カリヨン子ども担当弁護士、子どもの手続代理人、それぞれお一人ずつヒアリングを行います。

3名の皆様におかれましては、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

まず、一時保護所の第三者委員につきましては人見愛さんにヒアリングを行い、一時保護所における第三者委員の活動実態や現状を把握していきたいと思っております。

それから、カリヨン子ども担当弁護士については馬場望さんにヒアリングを行い、カリヨン子ども担当弁護士の活動の実例等から子供と伴走する意見表明支援の在り方について考えていきたいと思っております。

子どもの手続代理人につきましては池田清貴さんからお話を伺いまして、子どもの手続代理人の活動の実例などからこれも子供と伴走する意見表明支援、こういったところを考えていきたいと思っております。

なお、池田清貴さんにつきましてはオンラインでのヒアリングの御参加ということになります。

お一人につき、まず10分程度御説明をしていただいた後、20分程度ヒアリングを行いたいと思っております。

それでは、まず一時保護所の第三者委員でいらっしゃいます人見愛さんからお話を伺いたいと思っております。

人見さん、よろしく願いいたします。

○発表者（人見氏） 昨年度から一時保護所の第三者委員をしております人見と申します。

本日はいただいた内容を踏まえ、第三者委員としての具体的な活動内容、それから活動の中で子供から多く聞かれる意見、活動の中で困難を感じる点、意見表明に対する支援が必

要だと感じる年齢や場面等について、私の経験を踏まえてお話させていただきます。

なお、第三者委員の活動日の流れですとか相談内容等については一時保護所によっても大きく異なりますので、以下の説明は私の担当している一時保護所での話が中心となります。

最初に、一時保護所の第三者委員としての具体的な活動内容についてお話させていただきます。

第三者委員は4名おまして、それぞれ2か所の一時保護所を担当しております。

第三者委員は各一時保護所を月に1回訪問し、子供から直接話を聞いております。

活動時間としては午前10時から午後3時が予定されておりますけれども、時間内で終わることはほとんどなくて、午後5時ですとか午後7時を過ぎることもあります。

私は、幼児と小学生が入所している一時保護所と、小学生のみが入所している一時保護所の2か所を担当しております。

幼児が入所しているほうの一時保護所は規模が大きく、1棟の建物で集団生活をする一時保護所になります。もう一つのほうの一時保護所は集団生活という点では同じですがけれども、規模が小さくなっております。

当日の流れですけれども、どちらの一時保護所でも第三者委員が訪問する日に事前に職員から子供たちに第三者委員が来ることや相談ができることが説明されています。第三者委員が訪問すると、最初に職員から一時保護所の最近の様子ですとか、その日お話をすることになる子供たちの様子について説明を受けます。

その後、昼食まで子供たちと話をしまして、昼食は子供たちと一緒にとることもあります。

ただし、最近は新型コロナウイルス感染症のこともありますので、別でいただくことのほうが多いです。

昼食後は、子供たちとの面談を再開しまして、面談終了後に職員にその日の面談内容を報告し、意見交換を行って終了となります。

どの子供と話をするかについては一時保護所によって異なるのですが、規模が大きなほうの一時保護所につきましては人数が多いので、第三者委員と話をするのは基本的には小学生の希望者のみとなっております。

第三者委員としては幼児から話を聞くことも可能なのですが、一時保護所の判断で小学生のみが対象ということになっております。

ただし、年度末に次の4月から小学生になるというような年長の子供について、お話をしたことはございます。

もう一つの規模が小さいほうの一時保護所につきましては、人数が限られていますので、基本的には全員とお話をするようになっております。

どちらの一時保護所も話を聞く人数は日によって異なりますけれども、概ね15名程度ということでございます。

面談は1人15分程度を目安に行っておりますけれども、子供によって多少長くなったり短くなったりということがございます。規模が小さいほうの一時保護所の場合、全員と面談をしておりますので、その面談時間が楽しい日課と重なっている場合などは、早く日課に戻りたいという子供もいらっしゃるし、特に相談することはないよと言ってすぐに終わってしまう子供もいらっしゃいます。

一方で、話をしたいことがたくさんあったり、落ち着いた空間にいたいといったような事情で、1時間以上面談をする子供もいます。

基本的には、子供の意思を尊重して、子供のリズムに合わせて面談を行っておりますけれども、他の子供の面談もありますので、ある程度のところで切り上げなければならないといったこともございます。

以上が具体的な活動内容になりますけれども、面談の他に子供たちが活動している様子を見学することや、活動日とは別に夏祭りなどのイベントに御招待いただくこともあります。このようなときは、子供たちの、面談とは異なる様子ですとか、職員との関わりを見ることができまので、大変貴重な機会であると考えております。

また、今年度は更なる支援向上のために、職員と第三者委員との間で一時保護所の課題について洗い出しを行いまして、検討を行うことになっております。

次に、子供から多く聞かれる意見についてですけれども、一時保護所の運営に関することと、ケースワークに関することに分けてお話をさせていただきます。

まず、一時保護所の運営に関することといたしましては、子供同士のトラブル、職員に関すること、設備、備品に関すること、日課に関すること、食事に関すること、一時保護所のルールに関することなどが挙げられます。

少し細かくなりますけれども、例を挙げますと、子供同士のトラブルとしては誰々がルールを守っていないですとか、話しかけてくる、触られるとか、嫌なことをしてくるといったような話がありまして、他に周りがるさくて眠れないですとか、1人になりたいと

いった意見もあります。

職員に関することといたしましては、職員に言っても対応してもらえないですとか、職員が忙しくて話しかけられない、職員が怖いとか、叱り方が厳しいといった意見も出ます。

また、設備、備品に関することと、定員超過が常態化しておりますため、部屋が狭いですとか、あとは本や漫画を増やしてほしい、急激な気温の変化が最近ありますので、そういった気温の変化に合った服装になっていないといった意見も出ることがあります。

それから、日課に関することと、もっと外で遊びたいですとか、体を動かしたい、もっと学習したい、難しいことに取り組みたいという意見が出る一方で、学習は好きではないとか、難しいといった意見が出ることもあります。

それから、食事に関することと、食事の量が多いですとか、少ない、あるいは好き嫌いがあって食べられないといったこともあります。

一時保護所のルールにつきましては、一時保護所の細かいルールが覚えられないですとか、なぜこのようなルールがあるのか分からないといった意見が出ることもあります。

ケースワークに関することとしましては、家族に関すること、児童福祉司、児童心理司に関すること、今後の見通しなどについてよく相談が出されます。

家族に関することとしては、家に帰りたい、親やきょうだいに会いたい、あるいは親に会いたくないといった意見が出ることもあります。また、なぜきょうだいと一時保護所が分かれてしまったのかということや相談してくる子供もおります。

児童福祉司や児童心理司に関することとしましては、児童福祉司や児童心理司に会いたいですとか、逆に児童福祉司や児童心理司とは話したくないといった意見も出ることがあります。

それから、今後の見通しとしては、いつ帰れるのか、いつ児童福祉司や児童心理司に会うことができるのか、入所予定の施設のことを知りたいといったような相談が多く寄せられます。

以上、私が担当している小学生から多く聞かれる意見ですので、年齢や入所した背景によってはその一時保護所のルールやケースワークについてもっと細かく意見が出るようなこともあるかと思えます。

それから、活動の中で困難を感じる点についてですけれども、子供から意見を聞いても解決できないことが多い点や、第三者委員の活動時間が限られている点、ケースワークの詳細を把握していないために、ケースワークについて踏み込んだ相談を受けられない点、

また職員に報告した後のフォローができない点が挙げられます。

まず1つ目の子供から意見を聞いても解決できないことが多い点についてですけれども、例えばもっと外で遊びたいという意見が出て、建物の構造ですとか、児童と幼児が同じ空間で生活していることが原因で日課に制約が出ているといったことがございます。これは、建物の改修ですとか入所児童の区分が関係してきますので、一時保護所の職員もたびたび検討しているところではありますけれども、よい解決策がなかなか見つからないという状況です。

また、子供同士のトラブルや職員に関する相談の背景には、定員超過の常態化が大きく関係していると考えております。限られたスペースで多くの子供が生活することになりますと、子供のストレスがたまり、自然とトラブルが増えてきます。また、職員は定員超過の状態の中で子供たちの安全を守らなければなりませんので、かなりの職員が疲弊し、余裕がなくなっている状況にございます。その結果、子供への十分な対応が取られなくなるという悪循環が生まれております。

定員超過が解消されれば職員に余裕が生まれ、子供の話を聞く時間も持てるようになりますけれども、退所が進まない現状ではなかなか解決が困難な状況です。

次に、第三者委員の活動時間が限られている点ですけれども、第三者委員は月に1回活動することになっておりますので、子供1人当たりにはかけられる時間が限られております。特に、規模が大きな一時保護所の場合には全員から話を聞くことができませんし、子供が1時間以上話をしているような場合には残念ながら打切りにせざるを得ないこともありますので、そのようなときには大事な話を聞き漏らしていないかということで心配になることがございます。

また、希望者制の場合、手を挙げていない子供について、話したいことがあっても話せないというようなことが起こっていないかということが懸念することです。

3点目の、ケースワークの詳細を把握していないためにケースワークについて踏み込んだ相談を受けられないという点ですけれども、1つの一時保護所ではケースの概要紙を当日、行った際にいただいておりますが、もう1つの一時保護所では口頭で状況をお伺いするにとどまっております。

いずれにしても、子供と面談をする際にケースの詳細までは把握できておりませんので、子供との間でケースについて詳しく話をすることがなかなかできません。また、第三者委員が児童福祉司と話をすることがありませんので、児童福祉司の考え方につ

いて触れることもございません。

このような状況ですので、子供がケースワークについて問題を抱えていても踏み込んだ助言をすることはできず、一般的な助言、例えば母に会いたいということであれば、その気持ちを児童福祉司によく話をして、児童福祉司のお話をよく聞くのだよといったことにとどまってしまうことがほとんどです。

第三者委員の機能として、ケースワークについては児童福祉司につなぐということが主に求められている点であって、それ以上の踏み込んだ調整などは求めているという点もあるのかもしれませんが、子供が抱えている問題の本質に気がつけていないのではないかというような懸念がございます。

4点目に、職員に報告した後のフォローができない点についてですけれども、一応、面談終了後、一時保護所の職員とは意見交換を行っており、その後の対応について翌月に御報告をいただくこともありますけれども、細かいところまでのフォローだとか、あるいはチェックする機能は第三者委員にはありませんので、最終的な対応は一時保護所と児童相談所にお任せすることになってしまいます。

以上のとおりですので、第三者委員の活動としては子供との面談が主な内容となりまして、最終的な解決まで見届けられない、あるいは調整機能がないという点で困難さを感じております。

最後に、意見表明に対する支援が必要だと感じる年齢や場面についてですけれども、こちらも一時保護所の運営とケースワークに関することに分けてお話させていただきます。

一時保護所の運営に関することについてですが、これについては第三者委員との面談の中でも丁寧に意見を聞いておりまして職員にも報告をしておりますので、ある程度、第三者委員の活動の中でもカバーされているのではないかと感じております。

ただし、第三者委員としては、現在の一時保護所の生活の中で抱えている問題について話すことになっておりますので、例えば一時保護所のルールづくりですとか運営などについて子供に積極的に意見を求めているわけではございません。本来であれば、一時保護所は子供たちが生活している場所ですので、ルールづくりですとか運営について子供たちの意見をもっと取り入れる機会があってもよいのかもしれませんが、第三者委員ではこのような役割を果たせておりませんので、意見表明の機会とそれに対する支援があればよいのかなと感じております。

ちなみに、一時保護所によっては子供会議を設置している施設がございますが大変よい

取組であると考えておりますが、その一方で子供会議の目的や運営の仕方については試行錯誤している段階でありますので、子供会議の目的を子供と共有して一時保護所の運営に子供の意見が取り入れられるようになれば、よりよい制度になるかなと感じております。

また、場面は少し変わりますけれども、入所児童の中に言語の問題を抱えている子供がいることがございます。第三者委員との面談でも言葉を発することができなかつたり、あるいは日本語が分からなかつたりということでコミュニケーションが取れないことがございます。このような場面では通訳などをつけていただく必要があるかと思っておりますので、意見表明に対する支援制度を整える場合には、この点も御検討いただきたいと思っております。

続きまして、ケースワークに関してですけれども、先ほど申し上げましたとおり、第三者委員の活動だけではフォローできない部分が多くありますので、意見表明に対する支援が特に必要であると感じております。

例えば、入所の説明はされていても納得ができていない子供で、学校では話ができないから強引に連れて来られたというように訴えている子供もいます。このような子供の場合、自分の意見を聞いてもらえていないということを強く感じているように思います。

また、施設入所で調整されているケースにおいても、子供からは、帰りたい、親に会いたいといった意見が出るケースがよくありますけれども、第三者委員はケースの詳細を知りませんので一般的な話しかできないことがよくあります。

このようなケースでは、どこまで子供の意見が聞かれているのか、疑問に残ることがありますが、第三者委員としては報告書に記載をしたりですとか、職員に伝えたりするだけで終わってしまっておりますので、もどかしく感じております。

また、子供によっては児童福祉司、児童心理司に対して本心を話さずらいと思っているケースもあります。また、児童福祉司や児童心理司が忙しいなどの理由で子供の意見の聞き取りに消極的になっているのではないかとと思われるケースも見受けられます。

こうしたことを踏まえますと、現状の制度で子供の意見を十分に聞ける体制にはなっていないのではないかと感じております。子供に担当の意見表明支援員をつけて、子供が信頼して意見を言える環境をつくることが大変重要だと感じております。

意見表明をする子供の年齢については、子供の発達の専門家ではありませんので明確なことは申し上げられませんが、経験上、小学生でも十分に意見を述べることができますし、幼児でも分かりやすく話をすれば自分の思いを伝えることはできると思っております。もちろん、その内容をどこまで加味するかは子供の発達に応じてということになるかと思

いますけれども、意見表明の機会自体は広く与えるのがよいのではないかと考えております。

最後に、保護されている子供の周りには児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員、第三者委員など、多くの人に関与していますけれども、子供が制度を十分に理解できていないことがあります。特に年齢が低い場合は、何々さんということは分かっても、その人が児童福祉司なのか、児童心理司なのか、何の仕事をする人なのかというのはいま一つ分かっていないのではないかと思います。意見表明支援員という新しい役割を担う人ができてきたときに、子供に対してそれぞれの役割をどのように説明していくのかということも十分な検討が必要だと感じます。

また、子供に意見を求める際には、前提となっている情報ですとか事実を分かりやすく丁寧に伝えて、意見を聞いた後のフォロー、具体的にはどのように意見が反映されたのかですとか、どのような理由で反映されなかったのかという点も子供に対して伝えることが必要だと感じています。

子供と話をしておりますして、児童福祉司とどんな話をしたのか聞きましても、小学生ぐらいでは、分からないですとか、よく覚えていないと返ってくる 경우가多くあります。このような場合には、児童福祉司もちろん説明はされていると思うのですが、子供が自分の言葉で表せるほどには十分に理解が進んでいないのではないかなと感じております。

また、児童間のトラブルで、一時保護所の職員が子供に対して、よくその子に言うておくねといったことを伝えることがあるのですが、子供のほうではその言うておくねということに対して、本当に職員が言うてくれたのか、その後どうなったのかということのを待っていることがあります。そのようなことを踏まえると、やはり意見を聞いた後のフォローということは丁寧にさせていただく必要があるのかなと思います。

色々述べさせていただきましたけれども、子供が理解しやすい、また子供の意見が適切に反映される制度がつくられることを期待しております。

以上、私からの報告とさせていただきます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今のお話に対して御質問がおありの方はいらっしゃいませんか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 川瀬と申します。お話、ありがとうございました。

私も、市民団体として一時保護所に毎週定期的に訪問させていただいているもので、先生のお話はとても参考になりましたし、共感するところがとても多くありました。ありがとうございました。

2つ質問させていただきたいのですけれども、少しお話の中でもありましたが、子供たちに第三者委員ということをごどのように説明をされているかということ、そしてそれを子供たちがどのように理解しているかということをごどう確認していくのかということですね。そのことも含めて、第三者委員というものが子供たちにどのように受け止められているかということをお感じになられている視点で教えていただけたらと思っているのが1点です。

2点目ですけれども、職員に報告をするというようなお話がありましたが、この辺りで守秘義務というか、子供から聞いたことをどのように守秘義務に配慮しながら児童相談所側にフィードバックをしているのかということ、この2点をまず教えていただきたいと思いました。よろしくをお願いします。

○発表者（人見氏）　ありがとうございます。

まず1点目の第三者委員の立場の説明の仕方ですけれども、これは私もまだまだ試行錯誤をしているところでございます。

まず、最初に会ったときには自己紹介をしまして、今日はあなたの困っていることですかとか相談したいことがあれば何でもお話を聞いて、一緒にどうすればよいか考えていきましょうねといった説明をしております。

また、それでも話が出てこなさそうなときには、別に困っていることや相談したいことだけではなくて、話をしたいことがあれば何でも話をしてよい時間なのだということで、話を始めております。

それに対して、子供がどこまで理解をしているかということは、限られている時間ですのであまり突き詰めてチェックはしていないのですけれども、自然と話をし始める子供が多いかなという印象です。

また、特に相談するようなことはないよと言う子供に対しては、私のほうで少し網羅的なチェックリストのような形で、御飯はきちんと食べられているかですとか、お友達との関係はどうかとか、そういったよく相談に挙がってくるような内容をこちらから聞くような形で確認をしたりしております。

2点目の職員への報告と守秘義務の点についてですけれども、基本的に子供と話をする

中で、お友達とのトラブルであれば、それについては職員にお話をしておくので、職員によく見てもらうようにしましょうねとか、このことは児童福祉司に報告しておくねとか、そういった形である程度報告することを前提に話をしております。

それで、子供のほうから、いや、やはり言わないでほしいということが出ましたら、その内容については報告書からは削除しまして、特に報告はしないという整理にしております。

○川瀬委員 ありがとうございます。

もう一つだけお伺いしたいのですけれども、一時保護所で月1回の頻度というところで、15分の中で関係性ができて、ぱっと何でも話せるような関係性を築くのはなかなか難しいのではないかと思うのですが、2回目に来たときに、またこの前来た人だとか、子供同士でも、こんな人が来たよ、こういう人だよというような話になっていく中で、どれぐらいの頻度とか、どれぐらいの関係性の積み重ねということが一番適切なのか。外部から入る立場として、どれぐらいの頻度とか、どれぐらいの関係性とか、これぐらいの時間があれば、より効果的に働きかけることができるのにということがあればお伺いしてみたいです。

○発表者（人見氏） 関係性を築くまでの時間については子供によってもまちまちのところはあるのですけれども、例えば小さい子供ですと比較的早く遊びを通じて話が始められたりということもあります。やはり年齢が上がるに従って少し警戒心というか、そのようなところもあるのかなとは感じております。

月1回の15分ですと、やはりようやく色々話ができきたところで終わりになってしまいうということもありますので、それ以上に長く話をしたそうであれば、30分、1時間と話を続けていくことになります。

それで、2回目に会ったときには、1か月ほど経ってはいるのですけれども、子供もある程度覚えていたりして、会ったことあるよねとか、そのような形で話が始まったりします。

本来ですと、一時保護所なのであまり長期間いることは想定されていないところではありますけれども、現状3か月、4か月という子供もおりますので、そうなってくると、私のほうでも一々堅いお話から話し始めるのではなくて、最近の生活はどうかといったカジュアルな形で質問を始めることがございます。

月にどれぐらい行くのが適切かと言われると少し難しいところもあるのですけれども、

1回目よりは確実に2回目のほうが色々話はしやすくなっているかなと思います。

○川瀬委員 お話、ありがとうございました。大変参考になりました。

○磯谷部会長 他にはいかがでしょうか。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 ありがとうございました。

個別のケースに深く関わることができないということなのですけれども、これでいきますと、生活上の問題だとか、それから子供たちとヒアリングしていると色々な課題が出てくると思います。

私のところは児童養護施設なのですけれども、第三者委員の方たちが年間活動の中で、施設でもう少しこういうことを改善したほうがよいと思いますよということを、個別のケースには関わらないのですけれども、職員の関わり方だとか、建物の設備だとか、ハード、ソフトも含めてですが、色々な提言をいただくのですね。それを次の年度の計画の中に、これとこれはやはり改善していこうよということを施設の運営だとか、子供たちの支援の関わりの中で改善の方針の中に入れるのですけれども、一時保護所のヒアリングなどで感じたときに、それは個別に返すことはできないけれども、やはりこのところは一時保護所として改善すべきなのではないかと思うようなことを提言みたいな形で返していってほしいのでしょうか。

それに対する具体的な改善のようなものが児童相談所としてされているのかどうかとか、そのようなところを少し聞きたいなと思ったところです。

○発表者（人見氏） 普段の活動の中で、例えば提言書のようなしっかりとした書面というように形でこちらから意見を出すことはないのですけれども、毎回の活動の終わりで、子供から出てきた話の内容を踏まえて、細かいことについては色々とお話することがございます。

例えば、子供から、本をもっと読みたい、漫画をもっと読みたいという話が出たときに、具体的にこういった本を子供が読みたいと言っているですとか、この本の途中が抜けているですとか、続きがないとか、そういったことも含めてお話をされていて、次の購入の際の参考にさせていただいたりもします。

それから、例えば迷路を書くのが好きな子供が、今、手元に配られているノートは大学ノートなのだけれども、罫線の入っているノートのほうが使いやすいというような意見が出る場合がございます。小学生などですと、今は学校でも大体5ミリ罫のノートを使っ

ていることが多くて大学ノートというのはあまり使い慣れていませんので、そのところを一時保護所の方にお話ししましたところ、開設当初からの慣例で大学ノートになっているけれども、少し検討してみますといったことで、次回お話を伺った際には、個別に希望があれば配るようになっておりますとか、そういった形で、小さい内容ですと、子供からの意見が上がってきて、それを割と早く対応してくださることもございます。

一方で、やはり日課ですとか、建物の構造上の問題ですとか、あるいは職員の態度というのでしょうか、そのようなことにつきましては、なかなか理解はしているけれども改善が難しいといったところもございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

では、能登委員をお願いします。

○能登委員 能登と申します。養育家庭をしております。

一時保護所に来る子供というのは、ある日、突然、環境が違う場所に来るということで、やはり混乱をしている子供もいらっしゃるのではないかと思いますのです。うちは今、高校生がいるのですけれども、今でも自分がどうして一時保護所に来たのかということがなかなか納得できていなくて、非常に嫌だったというようなことをしきりと言うのです。

その辺りのところで納得できていない子供との対応というのでしょうか、その辺りは御苦労が多いと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○発表者（人見氏） 特に一時保護所に入所することに納得ができていない子供についてはもちろん、私はもっと早く帰りたいのだとか、ここは出たいのだといったような意見が出ることはあります。

ただし、一応入所の際にはインテークの中である程度児童福祉司ですとか一時保護所のほうから入所に当たっての説明ということはされていますので、非常に混乱をしている状況で私のところに来るというケースはそれほど多くはないかなと思っております。

もちろん、混乱していのだというような言葉で表現することはほとんどできないと思いますので、帰りたい、親に会いたいという言葉の中でその混乱ということももしかしたら入っているのかなとは思いますが。

それで、帰りたいと言っている子供については、弁護士の仕事をしている際には色々調整機能ですとか、そのようなこともできるのですけれども、なかなか第三者委員としての活動の中では調整機能というところまで持ち合わせていないので、先ほど申し上げましたとおり、報告書に、子供が会いたいという強い希望を持っているので親と面会ができない

のか御検討くださいですとか、ケースワークについて子供はこのような意見ですよということ報告書の中に記載して対応に当たっているということです。

○能登委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、人見さんへのヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、カリヨン子ども担当弁護士でいらっしゃいます馬場望さんへのヒアリングを行いたいと思います。では、早速お願いいたします。

○発表者（馬場氏） 御紹介いただきました弁護士の馬場と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

まず、社会福祉法人カリヨン子どもセンターが運営している子どもシェルターについては、今日お手元に2つパンフレットを社会福祉法人カリヨン子どもセンターからもらってきましたのでお配りしております、そちらをご覧くださいと思います。

まず、子どもシェルターというところがどういうところでなぜ必要なのかということです。パンフレットにも書いてあることですが、「家庭などで安全に暮らすことができないと感じている子どもが緊急で駆け込むことのできる居場所」ということで運営しています。

一時保護所があったりだとか、里親のところだとか、児童養護施設だとか、様々に社会的養護の受け皿がある中でなぜプラスアルファとして子どもシェルターが必要なのかというところなのですけれども、成人年齢の引下げで少し事情は変わってくるかもしれないのですが、「18歳・19歳」、「児童」ではない」というところで、一時保護ができない子供たちをどうするかというところがまず一つテーマとしてあったり、一時保護所が御承知のとおり定員オーバーだったり、幼児から18歳までいる中で高齢の子供に関してはなかなか適応が難しかったりといったところで、その受け皿になっていたりだとか、あとは非行ですね、罪を犯してしまったというところでここにつながってきた子供たち、けれども背景にはやはり虐待があったり、おうちに居場所がなかったり、学校で様々なしんどい思いをしたりということで、保護されるべきというところでは変わりがないのけれども、加害者になってしまったという立場になるとなかなか福祉のほうでサポートしてもらうことが難しかったりということがあって、受け皿さえあれば社会でもう少し頑張れるのというところをサポートするような場所ということをつくったりということですね。

それから、10代の妊娠ですけれども、妊娠して産むにしても産まないにしても、その

状態の子供を児童福祉施設ではなかなか保護するところがないということでその受け皿がなかったり、あるいは婦人保護施設で保護してもらおうとすると、未成年なのでなかなか受けてもらえなかったりということが起きる。その辺りの隙間に落ちてしまいがちな子供たちの緊急で駆け込める場所というところで運用しているということになります。

子どもシェルターに来る子供たちですが、まさに児童相談所にやって来る子供たちと同じなのですが、特徴としては、「とくに「見えにくい」「わかりにくい」虐待」で、なかなか福祉につながりにくかった子供たちが大きくなって、自分の判断で逃げられるようになって、相談してくるというようなケースが比較的多いのかなと思います。

見えにくい、わかりにくい虐待というと、心理的な虐待ですね。例えば、父母の間でDVがあったりだとか、様々な葛藤の中で家庭の居心地が非常に悪く、安心して暮らせないというようなケースだとか、いわゆる教育虐待と言われている進路を強制されてしまうような子供たち、親の言うとおりにしないと罰を与えられるというようなところから逃げて自立したいということをサポートするということです。

割と、わがままなのではないかとか、子供の家出を助けているのではないかとか、そのようなことを言われがちですけれども、その奥には子供の深い傷つきだったり、様々なしんどい思いがあるというところをどうやって掬い上げてサポートするかということが問われていると思います。

あとは、デートDVや、妊娠の問題を抱えている女子たちもたくさん来ますし、施設で様々な不適應を起こして社会的養護を転々とした後、やはり受け皿がないというところから来る子供たちもいたりだとか、あとは先ほどの必要性のところでも話した非行の子供たちだとか、そういったところが比較的多いかなと思います。

小さい頃からしんどい思いをしていたけれども、なかなかSOSが出せなかったり、あるいは出しているのに受け入れてもらえなかったりというところで、やっと自分で逃げられる判断ができる年齢になって助けを求めてくるということが割と多いかなと思います。

そのような子供たちなので、お話を聞いていくと様々な声を聞くことができます。

一番よく聞くのは、家がつらいと訴えてもなかなか一時保護してもらえなかった、児童相談所に守ってもらえなかったという訴えです。これがかなり多いなと思います。

それから、自分のことなのにきちんと説明してもらえなかったということが、社会的養護の経験をしている子供たちからよく聞く話です。

それから、先ほどの一時保護所の話でもありましたが、一時保護所がつかずすぎたという

ような体験をしてしまっていて、家が嫌でもあそこには絶対行きたくない。子どもシェルターであればどうなのだろうかということで、こちらに来るようなケースもあります。

社会的養護の施設を転々としてきた経験がある子供を担当したことがありますけれども、とにかく児童相談所とか施設とか福祉とか、そういうものはたくさんだ、もう嫌だというように子どもシェルターにつながってくる子供たちもいます。

とはいえ、その制度の中でサポートせざるを得ないので、その傷つきをケアして信頼関係を再び取り戻し、助けてと言えるような状態にしていくというサポートが求められるということになるかと思います。

その人がしてあげたいという支援をしてくれる大人はたくさん出会ってきたけれども、自分が何をしてほしいかということを知ってくれた人はいなかったということを知った子供がいて、これはとても私の中で印象に残っている言葉です。

子どもシェルターに来た後の子供たちの話を聞いていると、シェルターにいてよくしてもらって、しかし、制約が様々あるので何もしないでいるというようなことになるわけですね。そうすると、かえって自分が存在してよいのかどうか分からなくなって不安になるといった声も聞かれます。ですから、子どもシェルターではやはり2か月ぐらいをめぐり次の行き先、社会できちんと適応できるような場所を探して、そこに巣立っていくことをサポートしたいと考えてはいるところです。

少し順番が前後しましたが、では子どもシェルターでの生活というものはどんなものなのか。

子どもシェルターの大きなルールとしては、場所は分からないようにして逃げられる緊急避難場所ということなので、場所の秘匿ということが絶対のルールで、これをシェルターにくる子供たちに必ずお約束をしてもらっています。子どもシェルターの特性上、外部との接触がなかなかできにくく、その窓口になるのが子ども担当弁護士だったりします。それから、外出の制限というのがやはりありまして、この辺りは子供にとってはとても大きな制約なので、子どもシェルターに逃げるということ自体、子供にとってとても大変なことではあったりします。

しかし、そのような意味で、外部と遮断されて、とても静かにゆっくり休めるという安全な場所ではあるわけなので、第一義的な子どもシェルターでの生活の意義としては、安全な場所でゆっくり休むというところ、そしてもう一つ大事にしているのが話を聞いてもらって一緒に考えるという体験を子供にしてみようということです。

これを支える立場として、今日テーマとしていただいた子ども担当弁護士、通称子担というものをシェルターに入居する子供一人一人につける。一人に必ず担当弁護士をつけるということをやっています。また、様々な進路の決定などをしていくときに、子供参加でケース会議をするということもやっています。

では、その子ども担当弁護士、子担というものがどんなお仕事、役割をしているのかといことうことについてです。

大きな柱としては、子供の安全の確保というところと、もう一つ、この会議のテーマでもある子供の意見の代弁者というところかなと思っています。

具体的に何をするかといいますと、とにかく子供とよく話をする、話を聞くというところからです。面談、電話、それからケース会議などに一緒に参加したり、あとは外出同行というもので、例えば通院が必要な子供だったりすると、もちろん子どもシェルターのスタッフが通院同行してくれることもあるのですが、子ども担当弁護士、子担が通院に付き添ったりだとか、一緒に気晴らしに御飯を食べに行ったりだとか、少しコロナ禍で制約はされていますけれども、遊園地に一緒に遊びに行ったりだとか、一緒に映画を見に行ったりだとか、そういったことをして、その道中でぼつりぼつりと話すことが、面談やケース会議などという場ではなくて、子供の本音がぼろっと出るというところで、非常に大事だったりします。

次に、子どもシェルターのスタッフとの緊密な連携というところは非常に大事で、毎日子供の様子をスタッフが子担と共有してくれていまして、その他、何か動きがあったときには子担のほうからもスタッフに報告をしたり、相談をしたり、メールのやり取りもして緊密な連携というのを保っています。

それから、児童相談所など関係機関との協働、交渉というところは非常に大事になってきまして、児童福祉司と子供がうまくいかなくなってしまったりだとか、意見がなかなか聞いてもらえないと子供が感じていたりだとか、ケースワークがうまくいかないというようにときにその橋渡し、いわば通訳のような形で子担が入るといったようなことをしたりします。

子ども担当弁護士は、子供と一緒に動くということはするのですが、その次の行き先探しだったり、保護者の対応だったりというところは、児童相談所のサポートがどうしても必要なので、できるだけ子供が児童福祉司とよい関係を築けるようにということで、大人同士が信頼関係を持って連携していくということがとても大切かなと、そんなこ

とを思いながらやっています。

それから、子担の活動としては、保護者と直接対峙したり、交渉したり、協力をお願いしたりといった働きかけをすることがあったり、あとは学校を退学しなくてよいようにだとか、転校の手続がスムーズに進むようにだとか、そういったことを学校と協力をしたり、交渉をしたり、職場にもらっていないお給料を取りに行ったりだとか、そのようなことをやったりもします。

あとは、デートDVで逃げてきたような子供の交際相手をブロックするような役割をしたこともあります。

それから、子どもシェルターから出た後も関係を保ちたいような大切な人との窓口になって、あまり詳しく近況を伝えることはできないのですけれども、子どもシェルターを出て社会に戻ったときにまた関係がつけられるような、関係性を維持するサポートというようなことをすることもあります。

あとは、子どもシェルターを出た後、どこでどのような生活をするかという帰住先調整です。ここは、児童相談所や福祉事務所など様々な関係機関の協力をいただきながらというところですが、この選択に当たって子供の意向がしっかり反映されるようにサポートするというをやっています。

実際、次の行き先が決まって子どもシェルターを出た後に関しても、子供から求められれば永遠にというわけではありませんが、連絡が来ればレスポンスするとか、あとは気になる子供に関しては、次の居場所が落ち着くところまでこちらから気にかけてサポートしたりということで、退所した後も関係が続くことが結構あったりします。

順調に次に行って、何年もたってから連絡が来て、元気になっているとか、子供が生まれたとか、報告してくれる子もいますが、割と困ったときに連絡が来るものでして、たとえば結婚したけれどもDVに遭って逃げたいですとか、子どもシェルターを出た後に保護者とやはり関係が悪くなってしまってそこのサポートが必要とか、警察に捕まってしまったとか、そういったこともあって連絡をくれることがあったりします。

そのような子担の役割を果たすに当たっては、やはり子供との間で子供が自分の意見を安心して言えると思える大人であるということ、聞いてもらった、受け止めてもらったと感じられるような関係、一緒に考える、一緒に伝える、一緒に動くということが非常に大事なことかなと思っています。

最後に、子担の心得として、子供と接するとき、社会福祉法人カリヨン子どもセンタ

一の子担も含め、大人たちはこんなことを意識してやっていますというところです。

スローガンとしては「子供を真ん中に」ということになりますが、子供の権利条約の理念です。子供は保護の客体ではなくて権利の主体、一人の人間として子供と大人は対等なパートナーだということをよくよく心に留めて子供と接する。

パンフレットにもありますが、「だいじょうぶ、いっしょに考えよう。」「ひとりぼっちじゃないんだよ。」「あなたはたいせつな人。」「あなたの人生はあなたが決めていい。」と、これはとても大事にしている考えです。

それから、もう一つは大人同士の連携と先ほども言いましたけれども、「水も漏らさぬスクラム連携」と、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの前理事長の坪井先生がよく言いますが、一人で抱え込まずに大人同士が連携をして役割分担、「大人も「助けて」と言う！」ということで、そのようなことができる関係性をつくるのがとても大事。

子供と大人がパートナーというときに、大人同士も対等な関係で信頼関係を持って子供をサポートするということがとても大事。

そして、それを支える丁寧な情報共有をして、子供をその隙間に落とさないということです。そんなことを考えてやっているところです。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

今のお話に対して、御質問がございましたら。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 お話ありがとうございました。

私は普段児童自立支援施設で働いているもので、私たちのところを出た後にシェルターにお世話になったりですとか、あるいはシェルターを経験した方がこちらに入ってくることもあります。

2点、意見も含めてになるかもしれないですけども。1点目ですが、施設への適応が難しい子供ですとか、一時保護所がつかずぎてもうあんなところ行きたくないという子供に関わっていただいているということですが、社会福祉法人カリヨン子どもセンターの皆さんから見て児童養護施設や一時保護所などでのケアの積み残しだったりですとか、あるいはアフターケアでもっと本来このようなことを担うべきなのではないかというような、見ていただいている視点からの何か御意見をいただけたらと思います。

2点目は前回の専門部会での私の発言とも重なるのですけれども、やはり最も困難な状

況に置かれている子供の声を聞くということは最も難しいと思っているのです。社会の中で問題行動だとか、非行だとかというようにされてしまって、ある意味スティグマが課されてしまっている子供たちの行動化です。ですが、それも子供にとっては何かしらのSOSだったり、何かしらの願いだったり、適応行動だったり、色々なことがあるのかなというように思っているのです。

それで、子供たちにおいては、あることに対することが別の形で行動に表れるというようなことで、おそらく、線でと言うのでしょうか、ずっと継続的に関わっているからこそ見えてくる、子供の行動の背景にある思いだったりがあるのかなと思いますが、この意見表明の仕組みというのは割と点で関わるとか、第三者として点で関わると言うようなところで、何か線と点の違いみたいなものがあると思うのです。

その辺りはどう役割分担をしていったらよいのか、あるいは点で外から関わるのが想定されている意見表明支援のこの仕組みに対して、そのような難しい状況にある子供に対してこのような役割、外づきの機能があれば非常によいというようなことがあればお伺いしたいなと思いました。

○発表者（馬場氏）　ありがとうございます。

1つ目の施設への適応が難しいなどということについては、本当にケースバイケースかなと思っていて、聞いていったときに、やはり施設の対処の仕方であったりが組織的に十分でないというように感じることもありますけれども、子供自身の状況であったり、受け止めであったりというところで、そこがマッチしなかったというようなこともあるのかなと思ったり、少し一概には言えないかなと感じたりしました。2つ目の線と点というところは本当にそうだなと思って、子担は非常に線で関わる活動で、割と弁護士が子供に関わる時というのは、少年事件の付き添い人などでもそうですけれども、あまり制約なく、つながっていようと思えばずっとつながることができるというところが強みかなと思っていて、スポット、スポットで支援をしてもらうところは変わるのですけれども、そこをずっと一緒に伴走することによって、そこまでの経緯をこちらの視点から伝えたりということで、支援が入りやすくなったりだとか、子供自身の意向がきちんと反映されるようなサポートになったりというお手伝いができるかなと思ったりするところはありますね。

点のほうがよい部分というのは、どうでしょうか。

しかし、近過ぎる関係になってしまうと言えないようなことが、新しく点で来てくれる人に対しては言えるということもあるのかなと、そこで出た意見をやはり子供自身が共有

しないでほしいと言えば違うのかもしれないですけども、可能な限り大人同士で共有することによって、そこが子供にうまく反映されていけば、どちらもよりよい支援になっていくということはあるのかなと思いました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

では、佐久間委員をお願いします。

○佐久間委員 お話、ありがとうございます、佐久間と申します。

2つお伺いしたいことがあるのですが、18歳、19歳という年齢になると、自らの意思で子どもシェルターという場所に行く子供がほとんどなのかなと少し想像してしまったのですが、どういった状況で18歳、19歳の子供がこの子どもシェルターに行くのかということを教えていただきたいということと、あとは2番目に、家がつらいと訴えてもなかなか保護してもらえなかったというお話がありましたが、このつらいと訴えても保護してもらえないという、その保護する基準を教えていただきたいです。

○発表者（馬場氏） ありがとうございます。

まず、社会福祉法人カリヨン子どもセンターに来る子供たちは別に18歳、19歳に限られるわけではないということを1つお伝えしておくということと、どのような状況で来るのかというと色々なのですよね。パンフレットにもありますけれども、子どもシェルターの入口として、東京弁護士会が運営している子どもの人権110番という電話相談が入居の窓口になっておりまして、そこに子供自身が、家がしんどいので逃げたいですと言って電話してくるというケースは結構あつたりします。

あとは、学校の先生だとか身近な大人に相談して、例えばお友達の保護者の方とかが一時的に面倒を見てくれていたのだけれども、やはりずっとは見られないし、親との関係で少し難しいとなってきたときに相談して下さったりだとか、あとは福祉事務所などそういったところに相談に行ったりだとか、児童相談所に子供自身が相談したりだとか、そのようなところから入ってくるということもあつたりします。

2つ目は、保護をしてもらえるかどうかの基準ですけども、これはなかなか難しいところです。もう少し具体的に、このようなことをなぜ子供が言うのかということをお話しすると、例えば小さい頃、まだ小学生ぐらいのときに児童相談所が関わっていたりするケースというのは結構あるのです。それで、子供自身なかなかしんどいなということでのだけけれども、うまくそこを酌み取ってもらえなくて分離までいかなかったとか、あと

は一時保護所での生活だとか、親と離れるということを自分自身で決断できなかつたりということもあって、そこをやはりそこは危険だから守るというようなところまで踏み込んでもらえなくて保護されないだとか、そういうところですかね。

ですから、なぜあのとき保護して社会的養護に乗れなかったのかなと、それでどんどん大変な思いを積み重ねてきてしまったのではないかという子供に会ったりすることがあるという趣旨でお話しさせていただきました。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

では、山下委員お願いします。

○山下委員 お話、ありがとうございました。

これから意見表明を支える仕組みをつくっていくに当たって、子供と、支える大人、社会福祉法人カリヨン子どもセンターで言うと子担との関係性でうまくいっているパターンのほうがおそらく、多いと思うのですけれども、うまくいかないパターンとして2パターンぐらい考えられるかと思います。

たまたまの組合せですので、どうしても子供の意見を聞いてくれない子担の場合に、どのように社会福祉法人カリヨン子どもセンター全体としてそこを支えていくのか。あとは、逆に子担が勢い余って子供の意見をそのまま、子供の最善の利益からするとそれはどうなのかと思われる、少し暴走化してしまうような場合も中にはあると思うのですけれども、先ほどの機関連携、信頼関係がとても大切でスクラムを組まなければいけないというお話ともおそらくつながるかと思うのですが、本来であれば子供の意見表明を支えるべき担当の大人がうまく子供と関係を築けていない、あるいは酌み取り過ぎて少し違う方向に行きそうだというときに、社会福祉法人カリヨン子どもセンター全体としてどのようなことをしているかだとか、あるいは馬場さん御自身としてどのようなことをお考えになられているかということがもしあればお伺いできますでしょうか。

○発表者（馬場氏） ありがとうございます。

相性の問題だったり、子担の側の能力やセンスという問題でうまくいかない場合は結構あるのですけれども、社会福祉法人カリヨン子どもセンターで制度として行っているのは、スーパーバイザーといってケースをずっと一緒に見ていてくれる弁護士を別につけてくれていて、子担がうまくいかないなと感じたときや、子どもシェルターのスタッフが少しこ

こは不協和音がというようなことを感じたときにはスーパーバイザーが入ってくれて、例えば少し適性に合いそうな方を複数担当で入れたりだとか、途中でチェンジまではしないかもしれないですけども、もう一人入れてみて相性を考えたりだとか、あとは子担が暴走状態になってしまったときなどにはスーパーバイザーから、こういうふうにかえたらどうかというアドバイスが入るだとか、そういったこともあります。

あとは、私の経験だと、少しどうかと思ったときには、結構子どもシェルターのスタッフに相談をして、やはり24時間生活を見てくれている方たちですから、子供たちの声を子担以上に拾ってくれている部分があるので、そこから何かヒントが得られないかなというようなことを、相談して支えてもらうというようなことで乗り切ってきたかなと思います。

○山下委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他は大丈夫でしょうか。

では、川瀬委員をお願いします。

○川瀬委員 追加ですみません。

この意見表明の仕組みをつくっていくというときに、子供の意見をどう聞いていくかということも大事だと思うのですけれども、誰の声を聞けていないのかということ意識するのも併せて同じぐらい重要だと思っています。

そのような意味で、少し答えにくいかもしれないのですが、馬場さんからの目線でも聞けなかっただとか、自分たちの手からやはり離れていってしまった最困難層というのほどのように見えているのか。まさに、境界にいると思うのです。それで、おそらくその子どもシェルターという仕組みからも離れていってしまう子供がいて、制度化するといったときにやはり逆機能として、仕組み化すればするほどそこから漏れていってしまう子供たちがいると思うので、その視点からどのように抜けていってしまった子供たちが見えているのかということをお伺いしたいと思います。

○発表者（馬場氏） ありがとうございます。

もちろんうまくいっているケースばかりではなくて、なかなか本当のところ何を考えているのか、まだ通じた感じがしないなというようなところで終わってしまう、次のところへ行ってしまう手が離れてしまうというようなケースもないわけではないです。それから、一見うまくいっているように感じているけれども、子供の中にまだ何かありそうだな

というところがあって、そこまでアクセスしきれないというようなときもあったりします。

それで、まだ経験が浅い頃はそこを全部一人でやりたいなと思って、うまくいかない、うまくいかないといって抱え込んでいたのですけれども、だんだんやっていくうちに、自分一人ではなくてもっとたくさんの応援団がいるよということを伝える。そして、自分に合う支援者を自分で選択してよいのだだのだというようなことを伝えたりだとか、離れていった後にも諦めずにマッチする大人をゲットしてほしいというような気持ちでそのような声がけをしたりということを少し意識しているかなと思ったりします。

○川瀬委員 ありがとうございます。

やはり一人の支援者との関係性で閉じてしまうと、おそらく相性だったりバックグラウンドによって、この人とは少し分かり合えないかもだとか、分かってもらえないかもだとか、そのようなところだと思うのですけれども、やはり自分のペースでとか、どのような相手に自分の思いを伝えてよいのか、そのこと自体もあなたに権利があるのだということ併せて伝えていくことは非常に重要だと思いました。

ありがとうございます。

○発表者（馬場氏） 本当にそうだと思います。支援を受けないということだって、一つの選択肢として選んでよいと思うのですよね。ですから、どこまでも追いかけて行って私に相談しなさいとやるのは、意見表明の支援とは逆行するのかなと思います。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、馬場さんのお話はここまでとしたいと思います。どうもありがとうございました。

○発表者（馬場氏） ありがとうございました。

○磯谷部会長 それでは、最後に子どもの手続代理人でいらっしゃいます池田清貴さんにヒアリングを行いたいと思います。先ほど申し上げましたようにオンラインでの御参加になりますので、委員の皆様は目の前の画面か、奥のディスプレイの画面をご覧くださいと思います。

○発表者（池田氏） 弁護士の池田でございます。よろしくお願いいたします。

今般の児童福祉法の改正に伴って、東京都における子供のアボケイトの仕組みづくりについて議論をされていると伺っております。私からは、司法手続における子供アボケイトとも言えます「子どもの手続代理人制度」についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、「子どもの手続代理人制度」についてですけれども、これは家庭裁判所の離婚調

停ですとか、あるいは子供の監護が争われているようなケースについて、子供につく弁護士代理人のことを言います。今日はあまり時間がないので、この実践例というところで事例紹介を中心にお話をしたいと思います。

事例を3つ用意しております。これは、私が見聞きした事案を色々とミックスしたりして、事案が特定できないような形で御紹介するものです。

まず事例1ですけれども、これは離婚調停の事例です。子供は15歳です。父と同居をしております、父母ともに親権を求めて争っている事例です。子供本人は、父のところで引き続き暮らすということを希望していました。子供の年齢を考えますと、15歳ですから、その意思を尊重して、通常何の問題もなく父が親権者とされるというところでした。

しかし、このケースでは子供と父の関係が非常に悪かったといえます。細かなことでしばしば衝突をしておいて、父としても次第に監護意欲が維持しにくいような状況になってきていました。

調停手続の中でもそうした状況が見えて、子供の意思とはいえ、父を親権者とするのが本当によいのかというような問題意識が共有されつつあったようです。

また、調停期日間でも父子間でトラブルが頻発しておりまして、そのトラブルをとりあえず解決するために、子供の立場に立って調整をしてくれる存在というものも求められていました。

そうした背景の下、子どもの手続代理人が選任をされたという経緯でした。代理人としましては、子供の意思と子供の客観的利益に齟齬があるかもしれないということはよく理解をしておりました。

しかし、子供を客観的利益の方に、誘導、説得するような関わり方をしてしまうと絶対に子供の信頼を得られないというように考えて、説得はしまいと心に決めていたといえます。

ただし、いずれ必ず物事が落ち着くべきところに落ち着くようなきっかけとなる機会が訪れるだろうとも思っていました。

子供との打合せでは、子供がなぜ父との生活を望んでいるのか、父に対する思いですとか母に対する思いを聞き取りました。また、父との間で衝突が繰り返されておりましたので、その調整を行う過程においても子供の言葉からその意思を読み取るということもありました。そして、調停期日ではそれを報告しました。

また、併せて、もし母の下で生活することになったらどのようなことが嫌なのかという

ような理由について具体的に聞いていって、それが対応可能なものなのかどうか、母にも検討してもらおうということを、来たるべき機会のいわば地ならしとして行ったりもししておりました。

そうするうちに、絵に描いたようにその機会が訪れました。ある夜、子供から、父とトラブルがあって家を追い出されたのだけれどもどうすればよいかという相談の電話が代理人のところにかかってきたのです。代理人はここで初めて、母のところに行ったらどうかと一声かけたそうです。すると、子供はすんなり、分かりましたと言って、その日から母の下で暮らすようになりました。自分の意思が丁寧に聞かれ、尊重されるという過程を経たからこそ、子供にとっても納得のいく結論が得られたのではないかと思います。

以上が1つ目のケースです。

2つ目の事例は別居中の子の監護者指定、子の引渡しの審判の事例です。

子供は9歳でした。父が子供を連れて別居したため、母が父に対して監護者指定、自分を監護者に指定するよという申立てと、それから子供を引き渡せという申立てを裁判所にいたしました。

ところが、その手続の継続中に子供が父のところから家出してしまっ、自分で母のところに行ってしまいました。そこで、今度は父が母に対して監護者指定と子の引渡しの審判を申し立てることになりました。

そういったわけで、両者が色々な申立てをしていて葛藤が非常に高かったのです。その中で、子供は父が連れ戻しに来るのではないかと恐れて通学もできない状況になっていました。

そこで、緊急に子供の立場から双方の調整を行う存在が求められて、「子どもの手続代理人」が選任されました。

代理人が子供から聞き取りましたのは、父に対する苛烈な非難の言葉の山でした。代理人はそれをそのまま父に伝えることを躊躇し、やや控え目な表現で報告することも検討しました。しかし、子供は、自分はそんなに優しい言い方をしていない、そのまま伝えてほしいと強く希望したと言います。そこで、代理人はそれを子供の言葉としてそのまま報告をしました。

しかし、他方で子供の言動全体を見ますと、必ずしも父子関係が回復不能ではないような印象も持ったと言います。そのため、母と暮らしたいという子供の強い意向に寄り添った方針を取りつつも、何とか父と子供との関係をつなぐことができないかと考えました。

その一つとして、父からの面会の求めもあり、子供が感じていた不満を一度父に直接ぶつけてみようということで、そのような機会を持つこととしました。子供はその席で、父に対して涙ながらに不満のありつたけをぶつけました。また、その内容は代理人が従前聞いていた内容とは少し異なって、父が母の悪口を言っていたことでの不満ですとか、別居後の生活上の不満など、年齢相応の実態を伴う不満の数々でした。

父は、それを全て受け止めて謝ってくれました。そうしたところ、子供はほっとしたのでしょうか、最後には2人で談笑するような状況だったと言います。

手続としましては、父は母の監護を認め、母は父と子供との充実した面会を認める内容の調停が成立しました。子供の意思を尊重しつつも、その利益にかなうソフトランディングが実現したと言えます。

3つ目のケースは、離婚調停の事例です。

子供は18歳です。実母と養父が子供を養育していましたが、実母が養父に対して離婚調停を申し立てました。子供は現実を受け入れなければならないとは考えていたのですが、養父に愛着があって、実母と養父の離婚を本心では望んでいませんでしたし、離縁も望んでいませんでした。

また、それに先立つ実母と実父との離婚、それから養父との再婚、別居という過程に振り回されてきたという思いもあって、調停の手続を自分も正確に知りたいのに知らせてもらえないという不満も抱えていたのです。

そうした状況で、子供から直接相談を受けた弁護士が子どもの手続代理人に就任しました。子供は代理人と相談して、調停に自分で行って自分の経験したことを話したい。離縁を望まないことについても意見を述べたいと希望しました。

代理人はそのことを裁判所に伝えて、子供が自分で意見を言う機会を求めたところ、裁判所は1期日を丸々取って、しかも裁判官自身もその意見を直接聞いてくれることとなりました。

そこで、代理人は当日に向けて子供と一緒に意見書を作成しました。そして、当日、実母と養父、おのおのの代理人、裁判官を含む調停委員全員がそろう中で、子供は代理人の助けを得て自分の気持ちを話しました。緊張して口頭では十分に伝え切れなかったのですが、意見書づくりを通じて気持ちの整理ができたことは大きかったと言います。

そして、養父と実母は子供の意見を受け止め、応答し、一定程度、調停の内容に反映してくれました。それだけでなく、母子が互いの思いを知るきっかけとなって、以前よりも

関係が良くなったそうです。

このケースは1つ目のケースと同じく、意外と見過ごされがちな年長児の意見表明の保障という点に加えて、ステップファミリーにおける子供の意思という点においても参考になるのではないかと思います。

以上、私からは3つの事例について御紹介させていただきました。私からのお話は以上です。ありがとうございました。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から何か御質問などございませんでしょうか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 池田さん、事例を交えてお話しいただきましてありがとうございました。私からは、2点質問させていただきたいと思います。

1点目は事例2に関係するところなのですが、面会交流の場面においての子供の意見というのがメディア等でも色々取り沙汰されることがあるかと思うのです。それで、とりわけ親が別れた後に同居親からの影響を子供が強く受けて、同居している親の意向に沿うような形である種、自分の本当の思いのようなどころから離れていってしまったりだとか、そのようなことがいくつか観察されているのですけれども、何か面会交流の事例を通して子供の本当の意向というのは何なのだろうというようなところで池田さんがお考えになられていることで、どうしても子供にとって身近な権威ある大人の影響はやはり非常に受けやすいと思うのですけれども、その奥にある本当の思いのようなどころにどう迫っていくのかというようなところを少し御意見いただきたいというのが1点目です。

2点目なのですが、社会的養護は今、家庭のような環境を、施設からどんどん小規模にしていったりだとか、里親家庭、ファミリーホームをどんどん推進していくという流れの中で、より家庭の中に第三者が入ることの難しさのようなことが結構議論されることもあるかなと思うのです。

それで、事例3のところというか、3つの事例に共通するのかなと思うのですが、家庭という閉じた場に対して第三者がどのように入っていくのか、タッチしていくのかというようなところで、手続的なところよりもう一步踏み込んでどのように家庭の中に入って行くのか。第三者としての立場を発揮していくのかというようなところを御示唆いただけたらと思っております。

以上、2点です。

○発表者（池田氏） 御質問ありがとうございました。いずれも非常に重要な御質問かと思
います。

まず1つ目の点ですが、面会交流において子供が同居親の意向を付度した意見を言っ
てしまうことが多いということで、子供の本当の意向というものをどうやって探っていくの
かという御質問だったかと思います。本当になかなか難しい問題で、そこが一番難しい問
題と言ってもよいかないくらいのことなのですけれども、ただし、子どもの手続代理
人の経験からしますと、その時々で子供が発する意見というか、意向というものは、いず
れも本当だという気がしています。

その場面、場面で色々なことを子供は言うのですけれども、その言葉だけでもないので
すよね。色々な態度ですとか、あるいはその言葉も額面どおり受け取ると確かにそうなの
だけれども、それ以外の色々な情報も発してくれている。そのようなことも合わせて全部、
子供はその時々で本当のことを言っているのだというように私は感じています。

また、そのように受け止めないと、代理人としてはいけないのだらうと思っているので
するのです。子供は言葉ではこのように言っているけれども、実は同居親からそのような
影響を受けていて、あるいは言わされているのだ、本当の気持ちを言わせようなどとい
うような関わりをしてしまうと、これは子供と絶対に信頼関係を築けない。子供が発したこ
とはとにかく全部受け止めるということが出発点かと思えます。

しかし、2番目の事例などでもありましたように、長い関わりの中で子供が変わってい
くということもありますので、ひょっとしたら前と違う意見を言ってくれることもあるか
もしれないということで、じっくり付き合っていく中でその意見に応じて活動していくと
いうことをしているかなと思います。

2番目は、家庭の中に第三者が入ることの難しさを御指摘いただいたのかなと思いま
すけれども、やはりそのようなところは感じています。それで、どのようなことを注意し
ているかということですが、先ほどの話もありますけれども、子供は一方の親の意向を受け
て他方の親を悪く言ったりすることもあるわけですね。そういったときに、何か予断を持
って保護者と話をすることはないようにというのは常に心がけています。いくら子
供がどちらかの親を責めているというときでも、代理人としてその親に対して強く当たる
だとか、そのようなことはしない。これは当然かもしれませんが、あくまでも父と
母の間では中立の立場を保って、それから子供が今後ひょっとしたら今は悪く言っている
保護者とも関係を改善していくかもしれないということもあるので、そのような可能性を

崩してしまわないような慎重な関わりというものをしているかなと思います。

○川瀬委員 ありがとうございます。

子供が場面、場面で言うことが変わったりするということを前提に、我々は一貫した発言だとか、本当のことは何なのだろうというように焦点化してしまいがちなのですけれども、色々な揺らぎだとか、その時々的心情をきちんと酌み取っていくということが改めて大事なのだということを思いました。

あとは、中立性というところで2つ目にお話があったかと思いますが、これは非常に難しいなと思っていて、どちらかの側の立場に偏ってしまったり、共感してしまったりということが個人としてはおそらく色々生じると思うのです。その辺りのバランスを取っていくというようなことも非常に大事なのだろうと思いました。

お話、ありがとうございました。

○磯谷部会長 ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。能登委員、お願いします。

○能登委員 能登と申します。よろしくお願いいたします。

私は、このような子供の意見を離婚のときに代理人として伝えていくことができるということを初めて知りまして非常に感動したのですけれども、私が住んでいるところは児童養護施設があったり、母子生活支援施設があったり、都営住宅、市営住宅が結構あって、小学校などではおそらくクラスに5人か6人くらいの離婚家庭があるののではないかと今は言われているような状況なのですね。

そのような中で、どれだけ池田さんのような中に入って子供の意見を聞いてくださる方がいらっしゃるのかということが非常に不思議というか、あるのかということ非常に感じるのですけれども、池田さんの肌感覚でどれくらいの離婚家庭で子供の意見を聞いて子供の立場に立った離婚などができているのかというのはどんな感じなのでしょう。

○発表者（池田氏） ありがとうございます。

これは、本当に一握りしか対応できていないというのが現状です。未成年児がいる協議離婚というのは年間十数万件ですね。それで、協議離婚で調停や裁判などになるというのがその8分の1くらいでしょうか。その協議離婚については裁判所が関与しないものですから全くそこは手つかずという状況です。そうでない調停離婚などのケースについては子どもの手続代理人が関与する余地があるわけですが、その中でもごくごく一握りです。

平成23年にこの制度が導入されて、今までの間でおそらくまだ日本弁護士連合会で把握しているものに限られますが、100件から150件の間くらいということですので、非常に少ないというのが現状です。

○能登委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

では、山下委員、その後、田中委員お願いします。

○山下委員 山下です。池田さん、今日はどうもお話をありがとうございました。

今日御報告いただいた3件は、家事事件、親族間の紛争で裁判所でかかっているものに弁護士の立場で子どもの手続代理人として子供の意見表明権を支えるという仕組みを御報告いただきました。今日この児童福祉審議会では児童相談所が関わる子供の意見表明権を、場合によっては弁護士以外の方も加わって支えていくというそういった違いがありますが、その違いを踏まえて、これから制度を作るに当たって、池田さんが御報告くださった子どもの手続代理人と共通する本質的なところであったり、あるいは民事事件、家事事件と福祉との違いを踏まえてこのようにするとよいのではないかという御意見があればぜひ伺いしたいと思います。

○発表者（池田氏） ありがとうございます。重要な御質問をいただいたかと思えます。

子供の意見表明を支えるというときに、子供の言ったとおりにすればよいのかという反論が必ずくるのですね。それは言葉を替えて言えば、子供の最善の利益と子供の意見表明との関係がどうなのだというところに行き着くのだろうと思うのです。子供の言うとおりにして子供が不幸になってしまったらどうするのかということ、つまり最善の利益を確保しなければいけないことと子供の意見表明ということはどういう関係にあるのかということですね。

それについてはなかなか本当に難しい問題なのですけれども、私が考えているのは、子供の最善の利益といっても、抽象的なものがぼかんと浮かんでいてそれを取りに行くという話ではなくて、それは子供の意見表明の先にしかないのだろうと思っています。

例えば、1つ目の事例でもう少し詳しいお話をいたしますと、父のところ暮らしで色々トラブルを起こしていて、母のところに行ったほうがよいのではないかとみんな考えていたというケースでしたけれども、そのときに父とはトラブルがあるから母のところに行きましょうねという話ではなくて、母のところに行くに当たっても色々な課題があったので

すね。

例えば、母のところというのは小ぢんまりとしたお宅で、そこで年頃の思春期の男の子が入ったときにプライバシーがきちんと確保できる環境が整っているのかという不安もあったのですね。そのような中で、そのようなことを母にお伝えしたら、そうしたらこのような対処をしますと言ってくださって、それで子供が安心して行くことができたということがありました。

子供がきちんとそうした色々な不安や意見を言わなかったら、母のところに行くという抽象的な結論だけが焦点になっていたかもしれないのですけれども、子供がきちんとそのようなことを言ってくれたおかげで、母のところにもどのように行って暮らすかという豊かな最善の利益が生み出せたという経緯がございました。

そういったことを考えますと、児童福祉の中で子供の意見を聞くというときに、結論が施設に行くのかどうか、家に帰るのかどうかという話だけではなくて、子供が発するいろいろな言葉を受け止めることによって、同じことをするにしてもこうしたほうがもっとよいのではないとか、あるいはこうできないけれども、ここを手当てすれば子供はある程度納得するのではないとか、非常に結論が豊かになっていくのではないかなと思います。

そうした意味で、児童福祉の場面でも同じことが言えるのではないかと考えています、そこを支える制度ができればよいと考えています。

○山下委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 それでは、田中委員お願いします。

○田中委員 児童養護施設で生活しておりました田中れいかと申します。お話、ありがとうございました。

先ほど川瀬委員が御発言されていましたが、こういった子どもの手続代理人というものがあることは知らなかったよねということで少し小話をしていましたので、このような制度があると今日分かったことは私自身にとって非常によい場になったなというのがまず感想です。

それで、御質問なのですが、先ほどのカリヨン子ども担当弁護士の馬場さんのときにも少し気になったのですが、こういった代理人になるに当たって弁護士会として何か特別な研修だとか、なるための要件があるのか。研修を実施しているのであれば、どのようなことを皆さん学ばれているのかがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○発表者（池田氏） 御質問ありがとうございました。

これも、担い手がどのような資質を持っているのかという点で非常に重要な御指摘をいただいたかと思います。

この「子どもの手続代理人制度」については、基本的には各地の地域の弁護士会の誰が担うかということ、色々な要件を課して、研修を行ったりということをしてくださいという形で日本弁護士連合会から地方の弁護士会にお願いをしているという状況です。一般的な形として多いのは、研修をまず何個か受けなければいけない。それで、名簿に登録しなければいけないだとかということをして一定の質を確保しているというのが多いと思います。全国組織である本弁護士連合会のほうでも研修の動画だとか、そのようなものを全弁護士が見られるような形で配信をしまして、最新の動向だとか、そのようなことも反映して情報共有ができるようにしているところです。

○田中委員 ありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、池田さんどうもありがとうございました。

○発表者（池田氏） ありがとうございます。

○磯谷部会長 それでは、今日のヒアリングを踏まえて少し意見交換をと思います。

今日やはりここで共有しておきたいということがございましたら、手短に御発言いただければと思いますが、いかがですか。

では、柏女委員お願いします。

○柏女委員 柏女です。

とても心を揺り動かされながらお話を伺っておりました。この意見表明を支える仕組みということで、大事なところは何なのだろうかということを考えながら聞いていたのですが、1つは意見表明支援の定義をしっかりとしないといけないなということを思いました。第三者委員と、それから今のようなカリヨン子ども担当弁護士の方と、やはり役割は少し違ったりしていますので、本当の中立性ではないもので当事者として関わりながら、例えば児童相談所の児童心理司であったとしても児童福祉司であったとしても意見表明支援はするわけで、それと通常第三者的な意見表明支援と何が違うのかというようなことを少し整理しなければいけないのかなということの一つ思いました。

2つ目はそれに関連するところなのですが、第三者としてということと当事者

として、当事者が持っている二面性の問題ですね。自分たちの所期の目的に沿って進めていく。例えば、苦情解決の仕組みで言えば、施設の職員は意見表明支援を行う部分もあり、かつそこで出た苦情について解決をしなければいけない仕組みの中で、透明性のある仕組みの中で解決をしなければいけない。施設長、武藤委員もそうですけれども、そのような責任があるわけで、できることとできないことというのを分けてやっていかなければいけない。そこに第三者委員はどう関わっていくのか。意見表明支援の二面性をどうやって分けながらやっていくのかというのは整理しておかなければいけないのかなと思いました。

3点目は、やはりこの意見表明支援の理念とか哲学をしっかりさせなければいけないというのは先ほどの池田さんのお話を伺いながら感じました。私自身も、子供の最善の利益と意見表明支援というものはいわばコインの裏、表で、子供の権利条約で言えば第3条と第12条というものはコインの裏、表であって、聞くことが十分に達成されることによって子供が自分自身にとって一番よい方向に近づいていく。そのことを哲学として、子どもの権利委員会なども意見書を出していますけれども、そのようなところもやはり押さえておかないといけないのかなと思いました。

4つ目は、やはりスキルの問題ですね。先ほど永野委員もおっしゃっていましたけれども、傾聴などのスキルをどのように身につけていくのかという、そのところですね。それから、傾聴の問題点としては自分自身の問題性、中に持っている問題性があると、その反動形成でそれを受け入れられなくなってしまったりする。藤岡副部会長の御専門のそのような心理的防衛規制があるわけで、そこにどう我々は気づいていけるのか。それもやはりスキルだろうと思いますし、またそれはスキルであると同時に仕組みとしてはスーパーバイザーを置くということがありましたけれども、そのスーパーバイザーの仕組みをどうつくっていくのかといったようなことを改めて考えなければいけないなと思いました。

すみません。長くなってしまうかもしれませんが、そのようなことを考えながら伺っておりました。ありがとうございました。

○磯谷部会長　ありがとうございました。次回以降の課題も今まとめていただいたのだと思います。

○藤岡副部会長　私も簡潔に。今日の皆さんのお話を伺って、子供たちからの意見を表明することだけでは駄目なのではないか。つまり、周りの大人たちがその環境づくりをどう心がけているかというようなところがとても大事ではないかと思いました。それができてこそ、言葉にしてよいのだというところを実感できるということかと思ったところです。

言葉にすればよいということだけではなくて、言葉にして次の発展があるという見通しがある。言葉にすることで皆が本気になって自分のことを考えてくれるというところの見通しが立つということをあらかじめ子供たちに伝えるということが非常に大事ではないかということをし少し思ったところでした。

簡潔に感想をお話させていただきました。ありがとうございました。

○磯谷部会長 他はいかがですか。今日ここで協議しておきたいことは、大丈夫ですか。

それでは、次回以降はその辺りをまた検討したいと思います。

さて、それでは少し冒頭でもお話をいたしました、緊急提言を考えております。これまでの色々な議論を踏まえて最終的なまとめに向けて議論をしていくわけですが、しかし、これまでに出了された課題などの中で、この専門部会の議論を待たずに取り組むことができるものもあるのだろうと思っております、そういったものについてできるだけ早期に着手すべき事項について東京都に対する緊急提言、これを専門部会として提案させていただきたいと思っております。

まずは、中身を事務局から御説明いただいたほうがよいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料6をご覧ください。

具体的には、記書きの四角い枠の中に書いてある部分になります。中身といたしましては、「現在、子供の権利ノートの配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等に対して、権利の啓発や相談方法の周知がなされるよう対策を講じること」というものでございます。

これを取り上げておりますのは、磯谷部会長からも御説明いただきましたとおり早期に取組ができるのではないかとということと、この間、既存の取組の御説明ですとかそれに対する御意見をいただいた中で、多くこの部分について御意見があったというように考えているからでございます。

そのときにも御説明いたしましたけれども、都では児童の権利に関する条約の考え方を踏まえた内容や、都相談窓口をまとめた子供の権利ノートというものを配付しておりますけれども、その対象となっているのが児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親及びファミリーホームに委託されている小学生以上の子供に限られているということ、そのため現在配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や、それから障害者施設の入所児童等についても年齢や発達の状況に応じて自らの権利や相談方法等につい

て知ることができるような対策を講じることを求めるというような内容で取りまとめているものでございます。

提言案の御説明につきましては、以上でございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、この提言案について御質問などございましたらいかがでしょうか。

では、川瀬委員お願いします。

○川瀬委員 事務局、御説明ありがとうございました。幼児向けの子供の権利ノートというものはもうあるのですか、これから作るのですか。

○小林子供・子育て計画担当課長 現在のところはないです。

○川瀬委員 どのような先行事例があるかとか、今どれくらい調査が進んでいるか。自分の知っているところで言うと、鳥取県などが幼児向けの子供権利ノートを作っているかと思うのですけれども。

○小林子供・子育て計画担当課長 先行的な事例のまとまった調査というのは行ってはいないのですけれども、専門部会の議論でも、ではノートがよいのかだとか、そのようなところまではまだ必ずしも煮詰まっていなかなと思っております。

ですので、取り急ぎその提言案といたしましては、何らかのそのような発達の程度ですとか、適した内容できちんと必要な事項が周知されるようにすることというようにさせていただきまして、詳細につきましては恐縮でございますが、これから早急に着手していくということができればよいかと考えているところでございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

では、永野委員お願いします。

○永野委員 すみません。今の点に追加して、もう言う場がなくなってしまうといけないので、私に関わっている I F C A、インターナショナル・フォスターケア・アライアンスという当事者団体がありますけれども、そこで低年齢の子供向けに説明するワークブックを作っています。アメリカのものを日本版にしているのですけれども、後日提出させていただきたいと思います。もし参考になればということで、以上です。

○小林子供・子育て計画担当課長 どうもありがとうございます。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。あとは大丈夫ですか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 この緊急提言に関しては賛成で、抜けているところはやはり早急に改善したほうがよいと思いました。

あとは、別の意味で、緊急提言ということであれば、先ほどヒアリングの中でも出されていましたが、一時保護所の中で定員超過だとか、それから非常に一時保護所が長期化してしまっている。下手すると2か月、3か月、一時保護所にいるということも含めてなのですけれども、一時保護所の子供たちの人権というところがやはり十分に保障されていないのではないかと考えていますので、定員超過の問題だとか、それから非常に一時保護所が長くなる子供たちへの抜本的な対応ですね。早急に緊急提言を出すのであればそのようなところも出したほうがよいのではないかと、これを非常に感じましたので、これはこれで大事なのですけれども、もっと緊急提言ということであればそのようなことを出して緊急に対応しないと、今でもやはり子供たちの人権は守られていないのではないかと考えていますので、どこかで検討していただけるとよいかと思いました。

以上です。

○磯谷部会長 どうもありがとうございました。それこそ今日のお話の一時保護所の第三者委員なども色々御意見があると思いますので、そういったところともよく議論していただいてというようには思います。

他は大丈夫でしょうか、

それでは、他の部分もというお話はございましたけれども、今回用意いたしました資料6の緊急提言、こちらの御趣旨につきましては賛同いただけますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○磯谷部会長 どうもありがとうございます。

そういたしましたら、最終的な修文については事務局と私にお任せいただきまして、何かございましたらなるべくお早目にメールを事務局に頂戴できればと思います。最終的に確定いたしましたら、私から東京都に提言をさせていただくということにさせていただきます。

それでは、あとは追加の意見の取りまとめについて事務局からお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 追加の御意見を7月29日金曜日までに事務局宛てにメール等でお送りいただければと思います。

この後、委員の皆様方に事務局から送付先ですとか、御案内のメールを改めてお送りさせていただきますので、御確認をお願いできればと思います。

○磯谷部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上となります。最後に事務局から、今後の予定等につきましてお願いいたします。

○小林子供・子育て計画担当課長 それでは、資料7をご覧ください。

今後の予定でございますけれども、日程調整等、皆様に御協力いただきまして本当にありがとうございます。来週7月25日から来月8月31日までの期間で、子供たちへの意見聴取を実施いたします。各委員にヒアリングを実施していただく施設等につきまして、今、机上に資料を配布させていただいております。こちらの資料で御確認いただきまして、こちらの資料につきましては個別の施設名等が記載されておりますので、取扱注意としていただきますようお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染症がまた大変拡大しておりますため、キャンセルですとか日程変更等を今後行う可能性がございます。その際はまた個別に連絡調整させていただきますので、御理解、御協力を賜ればと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それから、次回の専門部会についてですが、9月に開催予定となっております。子供のヒアリング結果について各委員から御報告をいただき、意見表明支援の論点整理等を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務所からの連絡は以上でございます。

それでは、本日の第3回専門部会はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

午後8時19分

閉 会